

国民健康保険税課税算定方式の見直しについて

かすみがうら市議会文教厚生委員会 資料
令和4年1月26日 市民部国保年金課

○現行税率（改正前）

[医療分] 所得割	6.00%
資産割	20.00%
均等割	22,000
平等割	20,000

[後期支援分] 所得割	2.00%
資産割	5.00%
均等割	8,000
平等割	7,000

[介護給付分] 所得割	1.50%
資産割	-
均等割	10,000
平等割	5,000

○改正税率（案）

[医療分] 所得割	6.00%
均等割	32,000

[後期支援分] 所得割	2.50%
均等割	14,000

[介護給付分] 所得割	2.10%
均等割	16,000

1. 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果

令和4年1月13日付け厚総第1305号茨城県厚生総務課通知により

(参考)

	令和4年度	前年度	前年比較	伸び率
事業費納付金総額	1,117,111,500	1,054,756,868	62,354,632	5.9%
医療費分	720,032,384	656,705,975	63,326,409	9.6%
後期高齢者支援分	295,077,715	297,654,089	△2,576,374	△0.9%
介護納付金分	102,001,401	100,396,804	1,604,597	1.6%

標準保険料率	
所得割	均等割
6.04%	35,582
2.79%	15,915
2.56%	18,000

改正税率案との差	
所得割	均等割
△0.04%	△3,582
△0.29%	△1,915
△0.46%	△2,000

※ 令和4年度事業費納付金は、制度改正に伴う激変緩和が講じられているほか、令和2年度県余剰金4500万円を充て軽減されている

2. 改正税率（案）と事業費納付金との関係

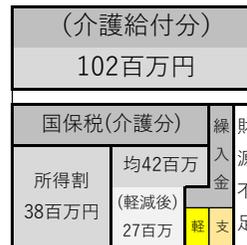
国保税算定の条件：令和3年10月末 所得割算定基礎額：6,416,982,457円 被保険者数：9,830人 世帯数：5,931世帯
伸び率 △1.5% 収納率 92.0%



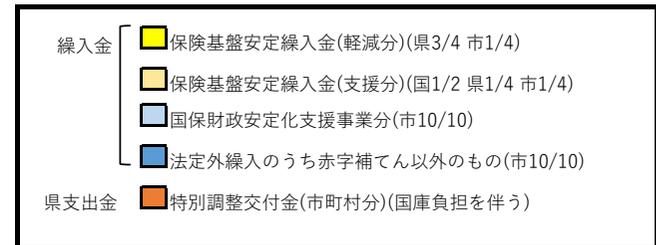
52 : 48



49 : 51



48 : 52



3. (参考) 応能割 応益割の割合について

試算の条件 令和3年10月末 所得割算定基礎額：6,416,982,457円 被保険者数：9,830人 世帯数：5,931世帯
 伸び率 △1.5% 収納率 92.0%
 ※試算した額については、限度超過額や異動に伴う月割りの影響を受けるものとする



A. 所得割 6.0% 均等割 32,000円 [所得割と均等割の均衡をとった場合]

医療給付費の財源となる収入 614百万円			限度 超過額
国保税(医療分) 519百万円		繰入金94百万円	
所得割 317百万円	均等割相当296百万円 (軽減後)202百万円		軽減分 (被保数 5,322人)

・ 基準

B. 所得割 7.5% 均等割 22,000円 [所得割の比重を増やした場合]

医療給付費の財源となる収入 593百万円			限度 超過額
国保税(医療分) 529百万円		繰入金64百万円	
所得割 390百万円	均等割相当203百万円 (軽減後)139百万円		軽減分 (被保数 5,322人)

・ Aに比べ、所得割は増額となり、均等割が減額となるが繰入金が減額となるため被保険者に求める国保税が多くなる。有所得者に偏りが生じ景気影響を受けやすい。

C. 所得割 4.5% 均等割 42,000円 [均等割の比重を増やした場合]

医療給付費の財源となる収入 630百万円			限度 超過額
国保税(医療分) 508百万円		繰入金122百万円	
所得割 242百万円	均等割相当389百万円 (軽減後)266百万円		軽減分 (被保数 5,322人)

・ Aに比べ、均等割の軽減額が増えるため被保険者に求める国保税が減り、全体の収入は増額になる。ただし低所得者の負担が増える。

別添1

令和3年12月23日開催
 かすみがうら市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 後日追加資料

【世帯ケース別試算】

改正案については、18歳以下の被保険者について軽減・減免ありとして試算している。

①単身高齢者の世帯

65歳・年金収入のみ・単身世帯・固定資産なし

所得（収入）	軽減	現行	改正案	比較
年金所得0万円 (年金収入110万円未満)	7割	17,100円	13,800円	▲ 3,300円
年金所得50万円 (年金収入160万円)	7割	22,700円	19,700円	▲ 3,000円
年金所得100万円 (年金収入210万円)	2割	91,200円	85,200円	▲ 6,000円
年金所得150万円 (年金収入260万円)	なし	142,600円	136,900円	▲ 5,700円
年金所得200万円 (年金収入310万円)	なし	182,600円	179,400円	▲ 3,200円
年金所得250万円 (年金収入370万円)	なし	222,600円	221,900円	▲ 700円

②40歳代単身世帯

40代・単身世帯・固定資産なし

所得（収入）	軽減	現行	改正案	比較
給与所得0万円 (給与収入55万円未満)	7割	21,600円	18,600円	▲ 3,000円
給与所得50万円 (給与収入105万円)	5割	42,600円	38,300円	▲ 4,300円
給与所得100万円 (給与収入155万円)	なし	126,100円	122,300円	▲ 3,800円
給与所得150万円 (給与収入226万円)	なし	173,600円	175,300円	1,700円
給与所得200万円 (給与収入297.5万円)	なし	221,100円	228,300円	7,200円
給与所得250万円 (給与収入368万円)	なし	268,600円	281,300円	12,700円

③-1 65歳以上夫婦2人世帯

65歳以上夫婦・年金収入夫のみ・2人世帯・固定資産なし

所得（収入）	軽減	現行	改正案	比較
年金所得0万円 (年金収入110万円未満)	7割	26,100円	27,600円	1,500円
年金所得50万円 (年金収入160万円)	7割	31,700円	33,500円	1,800円
年金所得100万円 (年金収入210万円)	5割	89,100円	94,400円	5,300円
年金所得150万円 (年金収入260万円)	2割	155,200円	164,500円	9,300円
年金所得200万円 (年金収入310万円)	なし	212,600円	225,400円	12,800円
年金所得250万円 (年金収入370万円)	なし	252,600円	267,900円	15,300円

③-2 65歳以上夫婦2人世帯

65歳以上夫婦・年金収入夫のみ・2人世帯・固定資産税額8万円

所得（収入）	軽減	現行	改正案	比較
年金所得0万円 (年金収入110万円未満)	7割	46,100円	27,600円	▲ 18,500円
年金所得50万円 (年金収入160万円)	7割	51,700円	33,500円	▲ 18,200円
年金所得100万円 (年金収入210万円)	5割	109,100円	94,400円	▲ 14,700円
年金所得150万円 (年金収入260万円)	2割	175,200円	164,500円	▲ 10,700円
年金所得200万円 (年金収入310万円)	なし	232,600円	225,400円	▲ 7,200円
年金所得250万円 (年金収入370万円)	なし	272,600円	267,900円	▲ 4,700円

④50歳代夫婦・子供2人の4人世帯

50代夫婦・18歳未満の子2人の世帯・固定資産なし

所得（収入）	軽減	現行	改正案	比較
給与所得0万円 (給与収入55万円未満)	7割	51,600円	51,000円	▲ 600円
給与所得50万円 (給与収入105万円)	5割	92,600円	92,300円	▲ 300円
給与所得100万円 (給与収入155万円)	5割	140,100円	145,300円	5,200円
給与所得150万円 (給与収入226万円)	5割	187,600円	198,300円	10,700円
給与所得200万円 (給与収入297.5万円)	2割	286,700円	302,300円	15,600円
給与所得250万円 (給与収入368万円)	2割	334,200円	355,300円	21,100円

⑤ひとり親世帯

40代ひとり親・18歳未満の子2人の世帯・固定資産なし

所得（収入）	軽減	現行	改正案	比較
給与所得0万円 (給与収入55万円未満)	7割	39,600円	32,400円	▲ 7,200円
給与所得50万円 (給与収入105万円)	5割	72,600円	61,300円	▲ 11,300円
給与所得100万円 (給与収入155万円)	5割	120,100円	114,300円	▲ 5,800円
給与所得150万円 (給与収入226万円)	2割	207,200円	199,700円	▲ 7,500円
給与所得200万円 (給与収入297.5万円)	なし	281,100円	274,300円	▲ 6,800円
給与所得250万円 (給与収入368万円)	なし	328,600円	327,300円	▲ 1,300円

〈参考〉

総世帯数

世帯数 割合

① 65歳以上75歳未満の単身世帯（75歳以上の者が擬主で、75歳未満の者が被保険者である世帯を含む）

6,076

1,882 30.97%

② 40歳以上65歳未満の単身世帯

1,168

19.22%

③ 75歳未満の被保険者2名からなる世帯

1,006

16.56%

別添 2



か 国 運 第 1 号
令和 4 年 1 月 1 2 日

かすみがうら市長 坪井 透 様

かすみがうら市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 西尾 晴男



国民健康保険税課税算定方式について (答申)

令和 3 年 1 2 月 1 0 日付けか国保諮問第 1 0 号にて当協議会に諮問された標記の内容について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

1. 国民健康保険税課税算定方式について

所得割と均等割の 2 方式への賦課方式変更に伴う課税の構成割合の案については、国民健康保険事業の安定的な継続が勘案されるとともに、変更により生じる被保険者への影響も充分配慮されていることから、適当である。

<参考>

かすみがうら市の国民健康保険税における課税の構成割合

課税区分	課税構成	詳細	現 行	試算案
医療給付費分	応能分	所得割	6.00%	6.00%
		資産割	20.0%	
	応益分	均等割	22,000 円	32,000 円
		平等割	20,000 円	
後期高齢者支援金分	応能分	所得割	2.00%	2.50%
		資産割	5.00%	
	応益分	均等割	8,000 円	14,000 円
		平等割	7,000 円	
介護納付金分	応能分	所得割	1.50%	2.10%
		資産割		
	応益分	均等割	10,000 円	16,000 円
		平等割	5,000 円	